

「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」に伴う 大雨警報・注意報基準の暫定基準の廃止について

平成23年（2011年）3月11日に発生した「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」により震度5強以上を観測した市町では、地盤が脆弱になり雨による土砂災害の危険性が通常より高いと判断し、大雨警報・注意報の発表基準（土壌雨量指数基準）について通常より引き下げた暫定基準を設けて運用してきました。

大雨警報・注意報の暫定基準（土壌雨量指数基準）は、地震発生後の降雨状況と土砂災害の関連を調査し、土砂災害警戒情報の発表基準と整合を図りつつ、適切な見直しを行うこととしております。

今般、神奈川県と横浜地方気象台が共同で発表している土砂災害警戒情報の暫定基準を、平成23年11月11日をもって廃止することに伴い、大雨警報・注意報の暫定基準（土壌雨量指数基準）をあわせて下記のとおり廃止し、通常基準に戻すこととしましたので、お知らせします。

記

1. 暫定基準廃止日時

平成23年11月11日13時

2. 暫定基準廃止市町

【通常基準の8割で運用している市町】

横浜市、川崎市、小田原市、二宮町、寒川町

これにより、暫定基準で運用している神奈川県内の市町はなくなります。

《本件に関する問い合わせ先》

横浜地方気象台 防災業務課

電話：045-621-1999